

令和6年能登半島地震により被災された組合員・被扶養者の方へ

<医療機関で受診する時に>

組合員証等の再発行

被災により、組合員証・組合員被扶養者証（以下「組合員証等」といいます）を紛失・汚損した場合、再発行を行っておりますので、できるだけ早く再発行の申請をお願いします。

再発行の申請は、通常、所属所の庶務担当を通じて行いますが、所属所での申請が困難な場合は、直接、支部（厚生課共済担当）に対し申請を行うことができますので、お問い合わせください。

組合員証等がない場合の受診

組合員証等がない場合であっても、医療機関の窓口で、氏名、生年月日及び勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられます。

一部負担金の支払の猶予

被災により、次の要件に該当する場合には、医療機関で支払う一部負担金（窓口負担）が猶予されます。

なお、支払の猶予を受けるためには、あらかじめ支部へ申請を行い、「一部負担金等徴収猶予証明書」の交付を受ける必要があります。

【要件】

被災時に、令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村※に住所を有していた方で、次の①～③のいずれかの状態となった方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である

※災害救助法の適用市町村については、[内閣府のホームページ](#)でご確認下さい。

<災害見舞金・被災見舞金>

自然現象による天災、その他非常災害により、住居や家財に損害を受けた場合に、損害の程度に応じて災害見舞金・被災見舞金が支給される場合があります。

請求に基づき、支部において審査・支払いを行いますので、詳細は支部にお問い合わせください。

＜弔慰金・家族弔慰金＞

組合員又は被扶養者が非常災害により死亡された場合には、弔慰金又は家族弔慰金が支給されます。

請求に基づき、支部において審査・支払いを行いますので、詳細は支部にお問い合わせください。